

総管第 1 3 5 3 2 号
平成 1 8 年 9 月 2 8 日

水底トンネル等における危険物積載車両
の通行の禁止又は制限に関する審議会
会 長 殿

独立行政法人
日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 勢 山 廣 直 印

下記事項について、水底トンネル等における危険物積載車両の通行の禁止又は制限に関する審議会のご意見を承りたく、諮問いたします。

記

- 一 首都高速道路中央環状トンネル（仮称）、東海北陸自動車道飛騨トンネル（仮称）及び阪神高速道路新十条トンネル（仮称）における道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。）第 19 条の 12 又は第 19 条の 13 に基づく車両の通行の禁止又は制限に関する事項。
- 二 その他道路法施行令第 19 条の 12 又は第 19 条の 13 に基づく車両の通行の禁止又は制限に関し必要となる事項。

以 上